

第百五十五回国会

参議院法務委員会會議録第十四号

平成十四年十二月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

高嶋 良充君

補欠選任

鈴木 寛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

魚住裕一郎君

市川 一朗君

服部三男雄君

千葉 景子君

荒木 清寛君

井上 哲士君

委員

青木 幹雄君

岩井 國臣君

柏村 武昭君

佐々木知子君

陣内 孝雄君

中川 義雄君

野間 起君

江田 五月君

鈴木 寛君

角田 義一君

平野 貞夫君

福島 瑞穂君

事務局側

常任委員会専門員

加藤 一字君

本日の会議に付した案件
○人権擁護法案反対に関する請願(第六二号外一件)

○盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)の廃止に関する請願(第七五号外一四件)

○夫婦別姓制度導入に関する請願(第一〇〇号)

○借地借家法の改悪反対、定期借家制度の廃止に関する請願(第六五七号外二件)

○成人重国籍の容認に関する請願(第七五一号外四件)

○民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願(第一二〇六号外二〇件)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(魚住裕一郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、高嶋良充君が委員を辞任され、その補欠として鈴木寛君が選任されました。

○委員長(魚住裕一郎君) これより請願の審査を行います。

第六二号人権擁護法案反対に関する請願外四十六件を議題といたします。

今国会中本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の資料のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(魚住裕一郎君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

まず、人権擁護法案につきまして、閉会中もお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案につきまして、閉会中もお審査を継続することとし、四案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査につきまして、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十二時二分散会

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願(第一二〇六号)(第一二〇七号)(第一二〇八号)(第一二〇九号)(第一二一〇号)(第一二一一号)(第一二一二号)(第一二一三号)(第一二一四号)(第一二一五号)(第一二一六号)(第一二一七号)(第一二一八号)(第一二一九号)(第一二二〇号)(第一二二一号)(第一二二二号)(第一二二三号)(第一二二四号)(第一二二五号)(第一二二六号)

第一二〇六号 平成十四年十二月五日受理
民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度

を導入することに関する請願

請願者 和歌山県有田郡吉備町長田二〇七

宅田紀子外百六十三名

紹介議員 井上 哲士君

夫婦別姓の婚姻が認められないため、やむなく事実婚や通称使用をするなどの不利益、不都合を訴える人が増えている。氏名権は個人の権利であり、男女平等と個人の基本的な人権の尊重を掲げた憲法に基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の際に別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓となることができるよう法整備が必要である。一九九六年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を軸とする民法改正案を法務大臣に答申したが、政府の民法改正案はいまだ国会に提出されていない。野党共同の改正案が一九九八年以来毎年国会に提出され、第一五四回国会、衆議院で継続審議となっている。男女共同参画社会基本法に基づいて策定された男女共同参画基本計画においても、夫婦別姓を含む民法改正は検討事項に掲げられている。二〇〇一年八月の世論調査では選択制夫婦別姓の導入への賛成が反対を大きく上回り、男女共同参画会議基本問題専門調査会の中間報告(同年一〇月)も、民法改正の早期実現が望まれるとしている。

一、民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入すること。

第二二〇七号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 東京都中野区沼袋二ノ一五ノ一三

豊永茂弘外百五十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二〇八号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度

を導入することに関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻一ノ一八ノ一

田村知美外百五十五名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二〇九号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 和歌山県田辺市稲成町四三ノ一四

横矢元秀外百五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一〇号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町一、〇七〇

ノ三七 梅本健一外百五十五名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一一号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 和歌山県新宮市佐野一、三七六ノ

六 上堀仁外百五十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一二号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 長崎県島原市柏野町三、二四三ノ

三 渡辺昭英外百五十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一三号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 長崎県島原市柏野町三、二三三ノ

一 副田麻由美外百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一四号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 長崎県佐世保市横尾町二、一八六

ノ四 富永充枝外百五十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一五号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 長崎県佐世保市日宇町七四五 田

口康博外百五十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一六号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口県柳井市柳井四、二七六ノ五

松井類外百五十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一七号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 埼玉県深谷市田谷二二七ノ七 堀

英一外百五十五名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一八号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口市吉敷二、五九一ノ一 鈴木

卓外百五十五名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二一九号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口県下関市一の宮町三ノ二ノ

二二 藤井祐子外百五十五名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二二〇号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口県岩国市牛野谷町三ノ八九ノ

一三ノ二〇一 今吉麻紀外百五十

五名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二二一号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口県下関市中本町一ノ一〇ノ

三〇 山本千名美外百五十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第二二二二号 平成十四年十二月五日受理

民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 山口県下関市生野町一ノ一〇 福

田修外百五十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二二三号 平成十四年十二月五日受理
民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 和歌山県田辺市下万呂二ノ一
中川敬之 外百五十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二二四号 平成十四年十二月五日受理
民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 和歌山県三好市三三ノ一 吉田珠
紀 外百五十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二二五号 平成十四年十二月五日受理
民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 茨城県つくば市市間一、四五六ノ
二 三船智也 外百五十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二二四五号 平成十四年十二月六日受理
民法を改正し、夫婦別姓も可能となるような制度を導入することに関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉一ノ二三ノ六
守谷武子 外千三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所法の一部を改正する法律案(朝日俊
弘君外三名発議)

一、検察庁法の一部を改正する法律案(朝日俊
弘君外三名発議)

一、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

の一部を改正する法律案(朝日俊弘君外三名
発議)

一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行っ
た者の医療及び観察等に関する法律案(第百
五十四回国会提出、衆議院継続審査)

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部
を次のように改正する。

第二編中第十四条の四を第十四条の五とし、第
十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を
第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加
える。

第十四条の二 (司法精神鑑定支援センター) 刑

事事件における被告人の心神に関する鑑定を行
う鑑定人の候補者の選定並びに裁判官その他の
裁判所の職員の当該鑑定に関する研究及び修養
に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所
に司法精神鑑定支援センターを置く。

第四十一条第二項中「在つた」を「あつた」に、
「乃至第六号」を「から第六号まで」に改め、「司法
研修所教官」の下に、「司法精神鑑定支援センター
教官」を加える。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「在つ
て」を「あつて」に改め、同項第五号中「司法研修
所教官」の下に、「司法精神鑑定支援センター教官」
を加える。

第四十四条第一項中「在つた」を「あつた」に、
「左の」を「次の」に、「在つて」を「あつて」に改め、
同項第四号中「司法研修所教官」の下に、「司法精
神鑑定支援センター教官」を加える。

第五十六条の七を第五十六条の九とし、第五十
六条の二から第五十六条の六までを一条ずつ繰り
下げ、第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 (司法精神鑑定支援センター教
官) 最高裁判所に司法精神鑑定支援センター
教官を置く。

司法精神鑑定支援センター教官は、上司の指
揮を受けて、司法精神鑑定支援センターにおけ
る研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六條の三 (司法精神鑑定支援センター長)

最高裁判所に司法精神鑑定支援センター長を
置き、司法精神鑑定支援センター教官の中か
ら、最高裁判所が、これを補する。

司法精神鑑定支援センター長は、最高裁判所
長官の監督を受けて、司法精神鑑定支援セン
ターの事務を掌理し、司法精神鑑定支援セン
ターの職員を指揮監督する。

附則
附則第三項中「以て」を「もつて」に改め、「司法
研修所教官」の下に、「司法精神鑑定支援セン
ター教官」を加える。

附則
この法律は、平成十五年四月一日から施行す
る。

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行す
る。

2 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一
部を次のように改正する。

第十九条第一項中「左の資格の一を有する者
に就いて」を「次に掲げる資格のいずれかを有す
る者について」に改め、同項第一号及び第二号
中「在つた」を「あつた」に改め、同項第三号中
「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定支援
センター教官」を加え、「在つた」を「あつた」に
改め、同項第四号中「在つた」を「あつた」に改め
る。

3 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七
号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左に」を「次に」に改め、同条第六号
中「司法研修所教官」の下に、「司法精神鑑定支
援センター教官」を加える。

4 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一
部を次のように改正する。

第五條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号
中「在つた」を「あつた」に改め、同条第二号中
「司法研修所」の下に、「司法精神鑑定支援セン
ター」を加え、「在つた」を「あつた」に改め、同
条第三号中「在つた」を「あつた」に改め、同条第
四号中「在つて」を「あつて」に、「但し」を「た

し」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年
度約四億七千三百万円の見込みである。

検察庁法の一部を改正する法律案

検察庁法の一部を改正する法律

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部
を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

検察庁に、政令で定めるところにより、検察
官その他の検察官の職員の職務の遂行に資する
ために必要な機関を附置することができる。

附則
この法律は、平成十五年四月一日から施行す
る。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の
一部を改正する法律案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
の一部を改正する法律

目次中「地方精神保健福祉審議会」の下に、「判
定委員会」を加え、「指定医の診察及び」を削る。

第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医
療審査会を第三章 地方精神保健福祉審議会、
判定委員会及び精神医療審査会に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

(判定委員会)
第十一條の二 第二十八條の二第一項、第二十九
條の二の二第三項(第二十九條の三の二第四項
において準用する場合を含む。)、第二十九條の
三の二第二項及び第二十九條の四第二項の規定
による判定を行わせるため、都道府県に、判定
委員会を置く。

第十一條の三 判定委員会の委員は、第十八條第
一項に規定する精神保健指定医のうちから、都
道府県知事が任命する。

(判定の案件の取扱い)

- 1 第十一條の四 判定委員会は、委員二人をもつて構成する合議体で、判定の案件を取り扱う。
- 2 合議体を構成する委員は、判定委員会がこれを定める。
- 3 合議体による判定は、合議体を構成する委員の意見の一致したところによる。

(政令への委任)

- 1 第十一條の五 この法律で定めるもののほか、判定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 2 第十九條の四第一項中「第二十一條の四第三項の下に」、第二十九條の三の三を加え、同条第二項第一号中「第二十九條第一項及び」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
- 3 第十九條の八の次に次の一條を加える。

(精神科集中治療センター)

- 1 第十九條の八の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という。)として指定する。
- 2 第十九條の九第一項中「が、前条を」又は「精神科集中治療センターが、第十九條の八若しくは前条に改め、同条第三項中「指定病院」の下に」又は「精神科集中治療センター」を加える。
- 3 第三節 指定医の診察及び措置入院を「第三節 措置入院」に改める。
- 4 第二十三條の見出し中「診察を」判定に改め、同条第一項中「指定医の診察を」判定委員会の判定に改める。
- 5 第二十七條の見出し中「指定医の診察等」を「判定の請求に改め、同条第一項中「について」の下に「第二十九條の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員による」を加え、「その指定する指定医をして診察をさせなければ」を「判定委員会に対し、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のた

めに自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を求めなければ」に改め、同条第二項中「その指定する指定医をして診察をさせる」を「判定委員会に対し、前項の判定を求めるに改め、同条第三項から第六項までを削る。

第二十八條の見出しを「(判定委員会による診察等)」に改め、同条第二項中「前条第一項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「都道府県知事は、前条第一項を」判定委員会に改め、前項に「させるに当つて」を「するに当つて」に改め、同条第二項を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

判定委員会が前条の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

第二十八條に次の四項を加える。

- 1 都道府県知事は、第一項の規定による診察が行われる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。
- 2 判定委員会の委員及び前項の当該職員は、第一項又は前項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。
- 3 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、判定委員会の委員及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。
- 4 第五項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八條の二の見出しを「(判定委員会の判定)」に改め、同条中「第二十七條第一項又は第二項の規定により診察をした指定医を」判定委員会に改め、前条第一項の規定により「診察をした者」を「判定を求められた者」に改め、同条第二項中「その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のた

行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 1 判定委員会は、前項の判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、判定を求められた者の過去の病歴、現在の病状、治療状況、過去の自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす行為の有無及び内容、現在の生活環境等判定のために必要な事項について、第二十九條の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員に調査を行わせることができる。

第二十九條第一項中「第二十七條の規定による診察の結果、その診察を」前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、その判定に「且つ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。第二十九條の六第一項及び第二十九條の七において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

- 1 前項の規定による入院措置を採る場合において、都道府県知事が、前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、当該精神障害者についてその症状が重く高度の医療及び保護が必要であると認めるときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。
- 2 第二十九條第四項中「及び指定病院の下に」(精神科集中治療センターを含む。)を、「第十九條の八の下に」又は「第十九條の八の二を、」を受けている指定病院の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。
- 3 第二十九條の二第一項中「第二十八條を」削り、「前条第一項に規定する精神病院又は指定病院を精神科集中治療センター」に改め、同条第四項中「第二十七條第四項から第六項を」第二十八條第五項から第七項に、「第二十八條の二を」第二十八條の二第一項に、「診察を」指定医の診察に改める。
- 4 第二十九條の二の二第三項中「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるときを」判定委員会が必要と認めるとき(前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神

障害者を診察した指定医が必要と認めるとき」に改める。

- 1 第二十九條の三 第二十九條第一項に規定する精神病院又は指定病院を「精神科集中治療センター」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第二十九條の三の二 都道府県知事は、第二十九條第一項の規定により精神科集中治療センターに入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その者を精神科集中治療センター以外の国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院へ移送しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科集中治療センターの管理者の意見を聴くものとする。

- 1 前項の場合において都道府県知事がその者を移送するに、その者が精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるかどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた場合でなければならぬ。
- 2 判定委員会が前項の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、次条の規定による診察がなされている場合を除き、当該判定を求められた者を診察しなければならない。
- 3 第二十九條の二の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による移送について準用する。

第二十九條の三の三 精神科集中治療センターの管理者は、指定医による診察の結果、第二十九條第一項の規定により入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十九條の四第一項中「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。第二十九條の六第一項及び第二十九條の七において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十九條の四の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という。)として指定する。

第二十九條の五の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設(以下「精神科集中治療センター」という。)として指定する。

第二十九條の六第一項及び第二十九條の七において「かつ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。第二十九條の六第一項及び第二十九條の七において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十九條の六第二項及び第二十九條の七において「かつ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「(精神科集中治療センターを含む。第二十九條の六第一項及び第二十九條の七において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

神科集中治療センターを含む。次条、第三十八條の二第二項及び第四十一條において同じ。」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第二項中「こと」について、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づくを「かどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がそのおそれがないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がそのおそれがないと認めた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 判定委員会が前項の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、次条の規定による診察がなされている場合を除き、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

第二十九條の五の次に次の一項を加える。

(精神保健福祉調査員)

第二十九條の五の二 第二十七條第一項及び第二十八條の二第二項に規定する調査に従事させるため、都道府県に精神保健福祉調査員を置く。

2 精神保健福祉調査員は、精神保健福祉士のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、特に必要があるときは、精神障害者の保健及び福祉に関し学識経験を有する精神保健福祉士以外の者を任命することができる。

第三十四條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「判定委員会が必要と認めたとき(前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき)」とあるのは、「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき」と読み替えるものとする。

第三十八條の三の次に次の一項を加える。

(定期の報告の判定委員会への通知)

第三十八條の三の二 都道府県知事は、前条第一項の規定により精神医療審査会に通知する事項(第三十八條の二第一項の規定による報告に係るものに限る。)を、判定委員会に通知しなけれ

ばならない。

第三十八條の六第三項中「第二十七條第五項及び第六項を第二十八條第六項及び第七項」に改める。

第四十三條第二項中「及び第二十七條の規定を除く外」を、「第二十七條並びに第二十八條第一項及び第四項から第七項までの規定を除くほか」に改める。

第四十六條の次に次の一項を加える。

(連携を図るための協力体制の整備)

第四十六條の二 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士その他精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携を図られるよう、その協力体制の整備に努めなければならない。

第四十七條第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)」を「都道府県等」に改める。

第五十條の二の四第二項、第五十條の三の第三項及び第五十一條の九第二項中「第二十七條第五項及び第六項」を「第二十八條第六項及び第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「指定医を判定委員会の委員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第五十一條の十四第一項中「第十九條の八」の下に、「第十九條の八の二」を、「含む。」の下に、「第二十九條の五の二」を加える。

第五十三條第一項中「臨時委員」の下に、「判定委員会の委員」を、「精神医療審査会の委員」の下に、「精神保健福祉調査員」を加える。

第五十五條中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「第二十七條第一項又は第二項」を「第二十八條第一項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二号中「第二十七條第四項」を「第二十八條第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三條から第二十六條の二までの規定による申請、通報又は届出があつた者及び施行日前に旧法第二十七條第二項の規定による診察を受けた者に係る入院措置の手続については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 前一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三號)の項中「第十九條の八」の下に、「第十九條の八の二」を、「含む。」の下に、「第二十九條の五の二」を加える。

(小字及び一は衆議院修正)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 目的及び定義(第一条・第二条)

第二節 裁判所(第三条・第十五条)

第三節 指定医療機関(第十六條・第十八條)

第四節 保護観察所(第十九條・第二十三條)

第二章 審判

第一節 通則(第二十四條・第三十二條)

第二節 入院又は通院(第三十三條・第四十八條)

第三節 退院又は入院継続(第四十九條・第五十三條)

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四條・第五十八條)

第五節 再入院等(第五十九條・第六十三條)

第六節 抗告(第六十四條・第七十三條)

第七節 雑則(第七十四條・第八十條)

第三章 医療

第一節 医療の実施(第八十一條・第八十五條)

第二節 精神保健指定医の配置等(第八十六條・第八十八條)

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置(第八十九條・第九十一條)

第四節 入院者に関する措置(第九十二條・第一百一條)

第五節 雑則(第一百二條・第一百三條)

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画(第一百四條・第一百五條)

第二節 精神保健観察(第一百六條・第一百七條)

第三節 連携等(第一百八條・第一百九條)

第四節 報告等(第一百十條・第一百十一條)

第五節 雑則(第一百十二條・第一百十三條)

第六章 罰則(第一百七條・第二百一十一條)

附則

第一章 総則

第一節 目的及び定義

(目的)

第一条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決

定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰することができるよう努めなければならない。

(定義)

2 第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいづれかの行為に当たるものをいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八条から第百十条まで又は第百十二条に規定する行為

二 刑法第百七十六條から第百七十九條までに規定する行為

三 刑法第百九十九條、第二百一十條又は第二百三條に規定する行為

四 刑法第二百四條に規定する行為

五 刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十三條(第二百三十六條又は第二百三十八條に係るものに限る。)に規定する行為

3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九條第一項に規定する者(以下「心神喪失者」という。)又は同条第二項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。)であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第三十九條第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべ

き刑期があるものを除く。)を受けた者

4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)又は薬局をいう。

第二節 裁判所

(管轄)

第三条 処遇事件(第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもつて、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件

は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもつて、併合して審判しなければならない。

(精神保健審判員)

第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもののの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(欠格事由)

第七条 次の各号のいづれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、医事に関する罪を犯し刑に処せられた者

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第八条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

一 前条第一号から第三号までのいづれかに該当するに至ったとき

二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき

(職権の独立)

第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を

行う。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十條の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十八條第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十條第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三條第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一條第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)

第十一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九

号)第二十六條の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四條第一項若しくは第二項、第五條、第四十條第一項若しくは第二項前段、第四十一條第一項、第四十二條第二項、第五十一條第一項、第五十六條第二項又は第六十一條第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみである。呼出状若しくは同行状を發し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四條第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十二條 前條第二項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二條第一項及び第二項並びに第七十三條の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前條第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第十三條 裁判官は、前條第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前條第二項の評議において、○その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四條 第十一條第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)

第十五條 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あ

らかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所に、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六條第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六條 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第十七條 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日的一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消)

第十八條 指定医療機関が、第八十二條第一項若しくは第二項又は第八十六條の規定に違反したときその他第八十一條第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務)

第十九條 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十八條(第五十三條、第五十八條及び第六十三條において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。

二 第二百一條に規定する生活環境の調整に関すること。

三 第六十六條に規定する精神保健観察の実施に関すること。

四 第八十八條に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(精神保健観察官)

(精神保健観察官)

第二十條 保護観察所に、精神保健観察官を置く。

2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前條各号に掲げる事務に従事する。

3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものではない。

(管轄)

第二十一條 第十九條各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九條第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九條第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まつた住居を有しないときは、所在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第二十二條 保護観察所の長は、第十九條各号に

掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第二十三條 保護観察所の長は、第十九條各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に對し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七條第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二章 審判

第一節 通則

(事実の取調べ)

第二十四條 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ

る。

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に對し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、

当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第二十五条 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者 保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)

第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)

第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があったときは、この限りでない。

(同行状の執行)

第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれ

を執行させることができる。

2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行を速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

(出頭命令)

第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、検察官にその護送を囑託するものとする。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。

第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

3 審判期日における審判は、公開しない。

4 審判期日における審判においては、精神障害者の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。

5 裁判所は、検察官、指定医療機関(病院又は診療所に限る。)の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。

6 保護者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)については、その指定する職員を含む。)及び付添人は、審判期日に出席することができる。

7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身

の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。

8 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

(記録等の閲覧又は謄写)

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健観察官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

第二節 入院又は通院

(検察官による申立て)

第三十三条 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二条第三項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的な医療を受ける必要があると認めるときは、当該対象者の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことを行わなくとも心神喪失又は心神耗弱の状態となつた精神障害のために再び対象行為を医療を受けさせる必要を認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をするを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少

前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

前条第二項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について準用する。

第三節 退院又は入院継続

(指定入院医療機関の管理者による申立て)

第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百七十七条第二項を除き、以下同じ。)による診察の結果、第四十二条

第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続した際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うこととなつて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態で回復することを得るために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要

行為を行うおそれがあると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならない。

2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続した際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うこととなつて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態で回復することを得るために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要

害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定(これらの複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。)があつた日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。

ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規

定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。)の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第百条第三項後段の規定によりその者に対する医療を行わないう間は、当該期間の進行は停止するものとする。

3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつた日から起算して六月が経過した後、前二項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。

(退院の許可等の申立て)
第五十条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

1 2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定(これらの複数あるときは、その最後のもの)があつた日から三月が経過する日までは、前項の申立てをすることができる。

(退院の許可又は入院継続の確認の決定)
第五十一条 裁判所は、第四十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあつた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院を継続させて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うこととなつて医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 退院を許可する旨の決定

三 前二項の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、第一項第二号の決定を受けた者について準用する。

4 第四十四条の規定は、第一項第二号の決定について準用する。

(対象者の鑑定)
第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関する、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあるか否か

はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。
第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(保護観察所の長による申立て)
第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなつた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前二項の申立てがあつた場合は、当該決定により

入院によらない医療を行う期間が満了した後
も、前二項の申立てに対する決定があるまでの
間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神
保健観察を行うことができる。

(処遇の終了の申立て)

第五十五條 第四十二條第一項第二号又は第五十
一條第一項第二号の決定を受けた者、その保護
者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律
による医療の終了の申立てをすることができ
る。

前項に規定する者は、第四十二条第一項第
号、第五十一条第二号、次条第一項第一
号又は第六十一条第二号の決定（これら
が複数あるときは、その最後のもの）があつた
日から六月が経過する日までは、前項の申立て
をすることができない。

(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)

第五十六條 裁判所は、第五十四條第一項若しくは第二項又は前條第一項の申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のた

る場合、この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第二項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しな

ればならない。

裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

(対象者の鑑定

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療行為を行なうことによる心身喪失又は心身耗弱の状態の診断を命ずる。

を要せざる必要があるか否か、
行つおそれの有無について、精神保健判定医又
はこれと同等以上の学識経験を有すると認めると
医師に鑑定を命ずることができ、第三十七条第
二項及び第四項の規定は、この場合について

準用す
(準用)

第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第五節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、
 対象者を行った際の精神障害者を改定した
 入院をさせて医療を行わねばならぬ
 善いこれに伴つて同様の行為をうることなく、社会に復帰する
 ければ心神喪失又は心神耗弱の状態の復旧すること
 ることを促進するために鑑査させてこの法律による医療を受ける
 なった精神障害者のために再び対象行為を行うお

けさせざる必要
がある」と認めら
れた。この場合に
ついて、被告は、
「原告は、被告の
行為が違法である
と主張するが、こ
れは、原告の主張
が、被告の行為が
違法であるという
主張と、原告の主
張が、被告の行為
が違法であるとい
う主張と、原告の
主張が、被告の行
為が違法である
という主張と、

含む。)の規定に違反し又は第百七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことが出来る。

第五十四条第三項の規定は、前二項の規定に

よる申立てがあった場合について準用する。
(鑑定入院命令)

第六十條前條第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間に在院させる旨を命ずることが出来る。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に對し、あらかじめ、供述を強いられることとはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を述べ、更に、同規定に基づき決定されるべき事項について意見を述べなければならない。

ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないといったこと、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えないこととする。

ものとする。

5 第三十四条第六項の規定は、第一項の命令について準用する。

(入院等の決定)

第六十一条 裁判所は、第五十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見(次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、かつ、対象者の生活環境(次条第一項の規定に

より鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第一項後段において準用する第三十七条第三項に規定する意見を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一
対象行為を行った際、精神障害を改善し、これに伴つて入院をさせ、治療を行なうならば、心神喪失と同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進する、心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、心神を弱めてこの法律による医療を受けさせる必要のために再び対象行為を行うおそれがあることと認められる場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行なつた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、ければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うことに復讐することを促進するため、この法律による医療を受ける必要
おそれがあると認める場合 申立てを棄却する旨の決定

- 三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
- 二 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならぬ。
- 三 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合に

において、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすること

ができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。

4 第四十三條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

5 第四十五條第一項から第五項までの規定は、第一項第一号の決定の執行について準用する。

6 第二十八條第一項及び第四項から第六項までの規定は、前項において準用する第四十五條第四項及び第五項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第二十八條第一項中「檢察官にその執行を囑託し、又は保護觀察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「保護觀察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

(対象者の鑑定)
第六十二條 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことを行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行つたことを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるかを否かを判断する。

2 裁判所は、第六十條第一項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第六十條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)
第六十三條 第三十六條及び第三十八條の規定

第三部 法務委員会會議録第十四号 平成十四年十二月十二日【参議院】

は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四條 檢察官は第四十條第一項又は第四十二條の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一條第一項又は第二項の決定に対し、保護觀察所の長は第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二條第一項、第五十一條第一項若しくは第二項、第五十六條第一項若しくは第二項又は第六十一條第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一條第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十條第一項又は第四十二條第一項の決定に対する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五條 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六條 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第六十七條 抗告裁判所は、第四十二條の決定に

対して抗告があつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。ただし、当該抗告が第六十四條第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあつたものであることが明らかとなるときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第四十條第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九條 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十條 檢察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護觀察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八條の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第六十五條から第六十七條まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)
第七十一條 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

ない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二條 裁判官が第三十四條第一項前段又は第六十條第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心身喪失者及び心身耗弱者のいずれでもないこと又は継続的な医療を行わなくて善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰するも心身喪失若しくは心身耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行う必要がなくなつたことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九條第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三條 対象者、保護者又は付添人は、第三十四條第三項ただし書、第三十七條第五項前段、第六十條第三項ただし書又は第六十二條第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雜則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第一項、第五十五条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に對して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一條第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令又は第三十七條第五項前段、第四十二條第一項第一号、第六十一條第一項第一号若しくは第六十二條第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九條第二項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四條第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に對して同行状が発せられていたときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第七十六條 裁判所は、第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第二号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の

裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至つたときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第二号又は第六十一條第一項第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取り消すことができる。

(証人等の費用)

第七十七條 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第三十條第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八條 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十條第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続

法(明治三十一年法律第十四号)第二百八條の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九條 地方裁判所は、第三十七條第一項、第五十二條、第五十七條又は第六十二條第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第八十條 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

(医療の実施)

第八十一條 厚生労働大臣は、第四十二條第一項第一号若しくは第二号、第五十一條第一項第二号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者に対し、○その精神障害の特性に並び、四情な社会復帰を促進するために

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第八十二條 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従

わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第八十三條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第八十四條 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)第十四條第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十一号)第八十七條に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

(報告の請求及び検査)

第八十五條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に對して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者

の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査することができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二節 精神保健指定医の必置等

(精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第一百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ること、適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ること、適当かどうかの判定、第一百十条第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせて医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

○この法律による。

定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部)について第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床に既に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉

に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができる。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行なうことができる。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審査会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は

第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、は、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審査会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の

に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができる。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審査会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行なうことができる。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審査会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は

に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
二 退去の年月日及び時刻
三 症状の概要

四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第二項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十条第四項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的

管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に出させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わない

ことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雑則

(国の負担)

第百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

第百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項

第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出る

こと。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

二 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

三 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

四 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

五 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

六 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

七 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

八 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

九 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

十 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

十一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

十二 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

十三 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失

同様の行為を行つたこと、社会に復帰することを促進す

心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のため、この法律による医療を行う必要があるため、この法律による医療を行う必要があるため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要

喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第七十条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)
第百十四条 この法律の規定は、対象者につい

て、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第百十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第百十七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者

二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあった者

三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

第百十八条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十一条 第八十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕する旨の裁判が確定した者について、も、適用する。

(精神医療等の水準の向上)

第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関する医療に、この法律による医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じた適切な医療が行われるよう、精神科病棟の人員配置基準を見直し、病棟の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病棟を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。
(検察官の通報)
第二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしな

い裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、

又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者(同法第二条第三項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認めたときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。
(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者の下に」及び「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第八十四条第三項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項」を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「附則第四条」を「附則第六条」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)の規定によ

る精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く)。

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中(昭和二十五年法律第百二十三号)の下に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)」を加える。

平成十四年十二月十八日印刷

平成十四年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局